

日本こそ積極的推進を

「平和に生きる権利」宣言

平和への権利を人権として認めることは、どんな意味を持つのか。「平和への権利国際キャンペーン・日本実行委員会」事務局長の笹本潤弁護士(54)に聞いた。

(聞き手・清水俊介) ①面参照

「この活動の背景は。」「もともと平和の問題は国連なり各国政府がやるもので、個人がものを言うという発想はなかった。イラク戦争で無実の人たちが殺され、「人権問題として許され、」人権問題として許

日本NGO 笹本事務局長に聞く



ささもと・じゅん 1962年、東京生まれ。東大卒、弁護士。アジア太平洋法律家協会事務局長。憲法9条の理念を世界に広める「9条世界会議」呼び掛け人の一人。

平和への権利宣言を巡る流れ

- 2003年3月 ▶ イラク戦争開戦
- 05年ごろ ▶ スペイン国際人権法協会(NGO)が「平和への権利」を求め活動開始。日本を含む各国NGOも後に参加
- 10年12月 ▶ 国連への提言として「サンティアゴ宣言」を採択
- 11年 ▶ 国連人権理事会に同宣言を提出
- 12年4月 ▶ 人権理事会の諮問委員会が「平和への権利宣言」案を作成
- 13年2月 ▶ 作業部会で議論開始
- 16年7月 ▶ 人権理事会が平和への権利宣言案を多数決で採択
- 12月19日 ▶ 国連総会で平和への権利宣言を多数決で採択

今後の目標

平和への権利宣言を具体化する国際条約を制定
各国が批准
各国が国内法を整備

国家による武力行使などに対し、各国民が「平和に暮らす権利への侵害」と中止を求める根拠に

「全世界の国民に平和的生存権」憲法明記

核心

に。他国のNGOを引っ張ってきてネットワークをつくらせたり、国連人権理事会で発言したりした。日本は憲法に「全世界の国民に平和的生存権を」と書いてあり、学説も判例もある。この権利をどう使い、何ができるかは日本しか言えない」

「それらが平和への権利宣言に結びついた。」

「人権は多数決では奪えない権利。どんな国でも尊重しなければいけない価値観が新たに生まれた。ただアピール不足もあり、(宣言は)まだ十分認知されていない」

「今後の活動は。」

「条約化を目指す。児童の権利も女性の権利も、まず国連総会が権利の存在を認めた後、条約化されて、より拘束力のあるものになった。これからが本番だ」

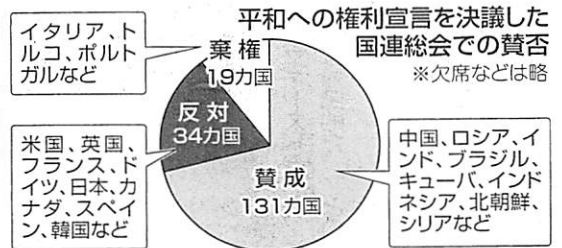
「どんな効果が。」

「日本では、憲法の平和的生存権を根拠に、国民が『安全保障関連法は違憲だ』と主張できる。同じように、各国で『平和への権利を侵害する行為をやめろ』と集会で言ったり、裁判で訴えたりできるようにする。平和と安全保障の問題に、個人が関われる」

「日本や米国など主要国

安保理 割れる賛否

「平和への権利宣言」を決議した昨年12月19日の国連総会の採決は、131カ国が賛成、34カ国が反対(棄権19カ国)だった。



G7 伊の棄権以外「反対」

安全保障理事会の常任理事国五カ国は、中国とロシアが賛成し、米国、英国、フランスは反対。先進七カ国(G7)は、イタリアが棄権した以外、日本を含む六カ国すべてが反対した。

賛成は中南米や東南アジア、アフリカ諸国が多い。特にキューバを中心とした中南米諸国は議論を主導したという。日本外務省の担当者は「中南米の国々は、国際法上話めた議論がなされていない人権について活発に提起する傾向がある」と指摘する。

反対は欧米諸国が多い。この運動で先駆的役割を果たした非政府組織(NGO)があるスペインも反対に回った。

(ニューヨーク・北島忠輔)

「多くが採決で反対した。」「米国は『国際平和の問題は国連安保理理事会で』と主張している。国連で力を持つ国は、制約を受けたくない気持ちがある。国は国益を追求しがち。国だけじゃなく私たち一人一人が、安保問題に関与していく権利として『平和への権利』を使えば、軌道修正に役立つのではないか」

「平和に生きる権利」

平和に生きる権利をすべての人に認める「平和への権利宣言」が国連総会で採択された。国家が関与する戦争や紛争に、個人が「人権侵害」と反対できる根拠となる宣言。日本の非政府組織(NGO)も深く関与し、日本国憲法の理念も反映された。NGOは宣言を具体化する国際条約をつくるよう各国に働きかけていく。(清水俊介)

「日本」こそ積極推進を③面

日本、採決反対

日本のNGO「平和への権利国際キャンペーン・日本実行委員会」によると、きっかけは二〇〇三年のイラク戦争。多くの市民が巻き込まれたことをスペインのNGOが疑問視し「平和に対する人権規定があれば戦争を止められたのでは」

と動き始めた。賛同が広がり、NGOも出席できる国連人権理事会での議論を経て、昨年十二月の国連総会で宣言を採択した。

宣言は、すべての人が「平和を享受する権利を有する」と明記。宣言を実施するための「適切で持続可能

な手段」を各国や国連に求めた。国連が「平和への権利」を個人の人権として認めた意義は大きい。

立案段階で日本実行委は「全世界の国民が、平和のうち生存する権利を有する」との日本国憲法前文を伝え、宣言に生かされる形

に。憲法施行七十年となる今年、各国のNGOとともに、国際条約をつくって批准するよう働き掛けを強めていきたい考え。

ただ、国連総会では、米英などイラク戦争の有志連合の多くが反対。日本も反対に回った。日本外務省人権人道課の担当者は「理念は賛成だが、各国で意見が一致しておらず議論が熟していない」と説明する。

平和への権利宣言(抜粋)

第1条	すべての人は、すべての人権が保障され、発展が実現するような平和を享受する権利を有する
第2条	国家は、平等、正義および法の支配を尊重し、平和を構築する手段として恐怖と欠乏からの自由を保障すべきだ
第3条	国家、国連は、この宣言を実施するために適切で持続可能な手段を取るべきだ。市民社会は支援を奨励される
第4条	寛容、対話、連帯の精神を強化するため、国際・国家機関による平和教育が促進される
第5条	この宣言は、国連憲章、世界人権宣言および国際・地域文書に沿って理解される